

東京都動物愛護管理推進計画

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して

Human and Animal Live Together in Harmony (HALTH)

～ ハルスプラン ～

平成26年4月
東京都福祉保健局

目 次

はじめに.....	1
第1 動物愛護管理推進計画改定の基本的考え方.....	2
1 位置付け.....	2
2 改定の背景.....	2
3 改定の考え方.....	2
第2 動物愛護管理施策を効果的に推進するために.....	3
1 都民の役割.....	3
2 事業者の役割.....	3
3 ボランティア・関係団体の役割.....	3
4 区市町村の役割.....	4
5 東京都の役割.....	4
第3 東京都動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況と課題.....	5
1 飼い主の社会的責任の徹底.....	5
2 事業者の社会的責任の徹底.....	5
3 地域特性を踏まえた取組の推進.....	6
4 致死処分数減少への取組.....	6
5 都民と動物の安全の確保.....	7
第4 施策展開の方向.....	8
1 動物の適正飼養の啓発と徹底.....	8
2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進.....	8
3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進.....	8
4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応.....	8

第5 課題への具体的取組	10
1 動物の適正飼養の啓発と徹底	10
施策-1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化	14
施策-2 犬の適正飼養の徹底	16
施策-3 地域の飼い主のいない猫対策の拡充	17
施策-4 多頭飼育に起因する問題への対応	18
施策-5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策	19
施策-6 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成	19
施策-7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	20
2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	21
施策-8 動物取扱業の監視強化	23
施策-9 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応	24
施策-10 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底	25
施策-11 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	26
3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	27
施策-12 譲渡拡大のための仕組みづくり	30
施策-13 取扱動物の適正な飼養管理の確保	31
4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応	32
施策-14 動物由来感染症への対応強化	34
施策-15 災害時の動物救護体制の充実	35

「ハルスプラン」とは？

「ハルスプラン」の「ハルス」とは、「人と動物との調和のとれた共生」(Human and Animal Live Together in Harmony)の各頭文字から「HALTH (ハルス)」としたものです。

はじめに

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して

— ハルスプラン —

今やペットは、飼い主にとって家族の一員、そして人生のパートナーとして、深い関わりを持つようになっていきます。

一方、動物の遺棄や虐待、飼い主のマナー欠如による近隣住民とのトラブル、飼い主のいない猫の問題、ペットショップにおける動物の不適切な管理などが問題となっています。

同時に、狂犬病などの動物由来感染症対策や、災害発生時における被災動物対策など、危機管理の重要性も高まっています。

都は、平成 19 年 4 月に平成 28 年度までの 10 年間を計画期間とした「東京都動物愛護管理推進計画」を策定し、区市町村や関係団体等と連携して、適正飼養の普及啓発、飼い主のいない猫対策、ボランティア団体を通じた譲渡等に取り組んできました。その成果として、動物の引取数や致死処分数に関する 10 年後の平成 28 年度数値目標を平成 24 年度末時点で達成しています。また、動物由来感染症マニュアル等の作成や災害時の動物救護に関する関係団体との協定締結等、都民と動物の安全確保にも取り組んできました。

国は、平成 24 年 9 月に「動物の愛護及び管理に関する法律」を改正し、平成 25 年 9 月から施行されました。これに合わせて、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正も行いました。

改正法では、致死処分がなくなることを目指し、飼い主が動物のその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責務について明記されました。

また、ペットショップなどの動物取扱業者による適正な取扱いを推進するための規制も強化され、動物を販売する際の対面説明の徹底、幼齢の犬猫の販売制限、犬猫等健康安全計画の策定義務等が規定されました。

都は、これまでの取組を検証し、明らかになった課題や法令改正に対応するため、平成 26 年 1 月の東京都動物愛護管理審議会の答申「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」を踏まえ、今般、計画を改定することとしました。

この計画は、都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都の各主体が、動物愛護管理に取り組む上での共通の行動指針となるものです。

都は、今後も、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、各主体と連携・協働しながら、本計画に定めた施策を着実に推進していきます。

平成 26 年 4 月

第1 動物愛護管理推進計画改定の基本的考え方

1 位置付け

東京都動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第6条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条に基づく計画であり、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に即して策定しています。

本計画は、動物愛護管理に関する施策を具体的に定めたものであり、都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針でもあります。

計画期間	平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までの10年間 ※ 5年後を目途に見直しを行う予定です。
------	---

2 改定の背景

- ・平成19年度から平成28年度までの前計画の中間の見直し
- ・終生飼養の徹底や動物取扱業者に対する規制強化等の動物愛護管理法の改正（平成25年9月1日施行）及び基本指針の改正（平成25年8月30日告示）
- ・東京都動物愛護管理審議会の答申（平成26年1月）

3 改定の考え方

前計画のこれまでの取組を検証して、明らかになった課題や、法令等の改正に対応するため、前計画の5つの課題への具体的取組（飼い主の社会的責任の徹底、事業者の社会的責任の徹底、地域特性を踏まえた取組の推進、致死処分数減少への取組、都民と動物の安全の確保）を4つの施策展開の方向（動物の適正飼養の啓発と徹底、事業者等による動物の適正な取扱いの推進、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進、災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応）に整理しました。

主な課題は、致死処分数の更なる減少を目指した譲渡拡大の仕組みづくり、多頭飼育問題の効果的解決に向けた連携体制の構築、規制強化に伴う動物取扱業者に対する監視指導の徹底、避難所への同行避難等災害時の動物救護体制の充実等です。

都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都がそれぞれの役割に主体的に取り組みながら、一層の連携・協働により効果的に施策を展開していきます。

第2 動物愛護管理施策を効果的に推進するために

動物愛護管理における課題は、飼い主のマナー不足による近隣への迷惑行為や、飼い主のいない猫を巡るトラブルに起因するものなど、地域に密着したものから、犬の捕獲、負傷動物の収容、動物関係事業者等の監視や動物福祉の問題等の広域的・専門的なものまで様々です。

これらの課題に関わる都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都の役割を明確にし、各主体の連携・協働により、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

1 都民の役割

動物との調和のとれた共生社会の実現には、人と人との関係や相互理解が重要です。

動物を飼う人、好きな人のみならず動物を飼っていない人、苦手な人が混在する社会において各人がそれぞれの立場に配慮し、お互いを思いやり、理解を深める必要があります。

動物愛護や適正飼養に関する取組は、地域コミュニティの活性化にもつながっています。

個々の取組を進めていくためには、まず、動物の飼い主が法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じ、動物をその終生にわたり適正に飼養する責務を果たすことが重要です。

2 事業者の役割

動物取扱業者は、飼い主になろうとする都民の主な動物の入手先となっています。

そのため、購入者等に対して、法に定められた事前説明を適切に行うことにより、飼い主責務の浸透を図るほか、手本となる動物の取扱いを行うことで適正飼養を普及啓発するという社会的役割があります。

法改正により、従来動物取扱業が第一種動物取扱業となり、犬猫等販売業の特例が設けられ、幼齢の犬猫の販売制限、犬猫等健康安全計画の策定義務等が規定されました。

また、非営利で動物の譲渡し等を行う事業者も一定の飼養規模を超える場合には、第二種動物取扱業としての義務が課されることとなりました。さらに、事業者の責務として終生飼養の徹底が追加されました。

事業者には、動物の取扱いに関する専門知識を有したうえで、法改正によって強化された規制を遵守し、適正飼養、終生飼養を率先して実施していく姿勢を社会に示していくことが求められます。

3 ボランティア・関係団体の役割

動物愛護推進員をはじめとするボランティアや関係団体は、地域における動物の適正飼養の普及啓発や動物の保護活動等を行い、都民の身近な相談窓口の一つとして大きな役割を担っています。

また、行政と連携・協働し、動物愛護相談センターに収容された犬猫等の譲渡拡大や動物の飼養継続が困難な状況となった飼い主への助言指導等、行政の様々な施策が地域で効果的に運用されることに大きく貢献しており、今後もその活躍が期待されます。

動物愛護推進員については、法改正によって、災害時における動物の避難、保護等に関する行政施策に対する協力がその活動の一つに追加され、災害対策においても地域への貢献が期待されます。

4 区市町村の役割

動物愛護管理法は、国や地方公共団体の事務として、動物の愛護と適正な飼養に関し、法の基本原則に則り、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動や広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならないとしており、区市町村には、都と連携した動物愛護管理の普及啓発や地域住民に対する直接的な指導等の役割が期待されています。

狂犬病予防法に規定する犬の登録・狂犬病予防注射については、飼い主責務の徹底をはじめとし、普及啓発、指導等が求められています。

地域に密着した問題については、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成制度や住民に対する指導を含めた動物飼養に係るマナーの向上対策など、引き続き、地域特性を踏まえた区市町村のきめ細かい取組が必要とされています。

また、多頭飼育問題の解決に向けては、区市町村の様々な担当部署や地域の関係団体が連携した体制の構築が重要です。

さらに、災害時の動物救護に係る危機管理の取組は、自助・共助の考えの下での地域コミュニティにおける対応に加え、区市町村による住民への普及啓発や動物を同行避難することを前提とした避難所の運営など、公助を担う区市町村の体制整備等が必要です。

動物飼養の問題は、地域に密着した問題であり、区市町村は地域住民の身近な行政窓口としての機能を果たすことが求められています。

5 東京都の役割

都には、適正飼養の普及啓発、動物取扱業の登録と監視指導、動物の引取り・収容と返還・譲渡、動物由来感染症対策、災害時の動物救援等、広域的・専門的な役割があります。

また、区市町村の動物愛護管理施策や、動物愛護推進員をはじめとするボランティア・関係団体による地域に根ざした活動が、都内全域で実施されるよう、動物愛護相談センターを核とした支援を行い、本計画全体の着実な進行を図る役割もあります。

適正飼養の普及啓発については、都と区市町村等との連携した取組を進めていく必要があります。特に、多頭飼育問題や虐待等への対応にあたっては、区市町村の連携・協働を支援していくことが大切です。

都内における動物取扱業の登録数は、全国で最も多く、多様な業態が見られる状況であることから、動物愛護相談センターが、専門的観点で事業者を評価しつつ、評価に応じた重点的な監視指導を行う必要があります。都は、事業者に法改正の内容を周知するとともに、監視指導を充実しなければなりません。

さらに、一層の致死処分数の減少を目指し、終生飼養の徹底等による引取数の減少とともに、譲渡拡大の仕組みづくりが求められるほか、動物愛護相談センターが引取り・収容した動物が返還・譲渡されるまでの期間、適正に飼養管理するための施設のあり方を検討していくことが必要です。

狂犬病をはじめとする動物由来感染症対策のためには、関係機関や区市町村との連携体制を強化することが重要です。

災害時の動物救護対策等の危機管理対応についても、都は広域自治体として、区市町村の取組を支援するとともに、行政、動物愛護推進員などのボランティア・関係団体との連携・協働体制を実践的なものとしていかなければなりません。

第3 東京都動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況と課題

都は平成19年4月、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とした東京都動物愛護管理推進計画を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、「飼い主の社会的責任の徹底」、「事業者の社会的責任の徹底」、「地域特性を踏まえた取組の推進」、「致死処分数減少への取組」、「都民と動物の安全の確保」を5つの取り組むべき施策展開の方向として、各施策の推進に取り組んできました。各施策の取組状況と課題は以下のとおりです。

1 飼い主の社会的責任の徹底

[取組状況]

- 動物をその終生にわたり適正に飼養するという飼い主責務を徹底させるため、適正飼養講習会や譲渡講習会等で普及啓発を実施してきました。特に、犬、猫の飼い主に対しては、高齢となった動物の病気や機能障害への治療、対応等についても周知を図ってきました。また、区市町村と連携して、狂犬病予防に関するポスターを新たに作成するなどの取組を実施してきました。
- 作成したパンフレットやリーフレット等の普及啓発資材は、動物病院や動物取扱業施設の協力を得て、窓口配置するなど、普及啓発の場の拡大にも努めてきました。
- 特定動物の飼い主についても、緊急監視等による逸走防止対策の確認や法令の周知を行い、飼い主責務の徹底と特定動物による危害防止を図ってきました。

[課題]

- 飼い主が、狂犬病予防法や動物愛護管理法等に基づく動物飼養の規制事項や、動物の生態、習性、生理に応じた適正な飼養方法を十分に理解し、実践していくことができるよう、普及啓発を更に充実させていく必要があります。

2 事業者の社会的責任の徹底

[取組状況]

- 動物取扱業者に対する監視指導を効率的に行うとともに、事業者の主体的な取組を推進するため、都独自の事業者評価制度を構築し、評価の低い事業者に対する重点的な監視指導を実施してきました。さらに、都民からの相談苦情等の情報に基づき、取扱い等の不適正な事業者に対する施設の監視指導を徹底してきました。
- 動物関係事業者等を養成する専門学校等の教育を充実させるため、専門学校等の講師を対象に関係法令や動物由来感染症に関する情報提供を行うとともに、動物愛護相談センターの講習会や見学会へ学生等の受入れを行ってきました。
- 畜産業者や実験動物施設を設置する事業者に対しても、動物の取扱いや施設の管理に関する監視指導を関係部署と連携して実施してきました。

[課題]

- 動物取扱業の法令遵守義務を徹底させるために、事業者評価制度に基づく効率的な監視指導を継続し、評価の低い事業者への指導を強化することが重要です。
- 動物関係事業者が関係法令や基準を遵守し、動物の健康と安全に配慮した適正な取扱いを実践できるように普及啓発を進める必要があります。

3 地域特性を踏まえた取組の推進

[取組状況]

- 動物愛護推進員が、地域での活動を円滑に行えるよう、都民に対する動物愛護推進員制度の普及啓発を実施してきました。
また、動物愛護推進員の活動分野等の人材情報を区市町村や関係団体と共有化することで、活動の場を拡大してきました。
- 飼い主のいない猫対策では、不妊去勢手術費の助成と普及啓発に取り組む区市町村に対して、都の補助事業による財政的支援や、動物愛護相談センターによる専門的技術的支援を行ってきた結果、動物愛護相談センターにおける子猫の引取数は減少してきました。
- 高齢者本人による動物の飼養継続が困難となってしまった場合の一時預かり等について、動物愛護団体等とともに検討を行いました。飼い主の所有権放棄による譲渡対応が望ましいとの結論に至ったため、個別事例ごとに、動物愛護相談センターや関係機関との連携による引取り等の相談を行ってきました。

[課題]

- 動物愛護推進員の活動の場を更に拡大していくために、学校教育現場や震災時対応における行政との協力体制を検討する必要があります。
- 飼い主のいない猫対策が都内全域に浸透していくよう、今後も必要な支援を進めていく必要があります。取組が進んでいない区市町村に対しては、積極的な情報提供も必要です。
- 高齢者本人による動物飼養への支援は、飼養継続が困難となってからでは効果的な対策を講じることが難しいため、動物飼養を開始する前に、飼い主として、自身が高齢になった時の動物の取扱い等を充分検討しなければならないことの普及啓発が重要です。

4 致死処分数減少への取組

[取組状況]

- 動物愛護相談センターでは、飼い主から犬猫の引取り依頼があった際には、飼養が困難となった状況を詳細に聞き取り、飼い続けるための助言を丁寧に行い、やむを得ない場合のみ引き取ることで、引取数の減少を図ってきました。
- また、引取り、収容された犬や猫の譲渡数を増加させるため、ボランティア団体を通じた譲渡を推進するとともに、譲渡対象となる動物の基準や譲渡対象者の範囲などの見直しを行い、致死処分数の減少に努めました。
- 新たに犬や猫を飼い始めようとする人が、動物愛護相談センターや譲渡事業を行う団体を動物の入手先として選択できるように、譲渡制度に関するリーフレットを作成し、区市町村等を通じて周知してきました。
- 動物愛護相談センターのホームページにおいて譲渡を受けた都民の体験談を公開するなど、譲渡制度の認知度を高める取組も進めてきました。

数値目標の達成状況

指 標	平成 18 年度実績	目 標 (平成 28 年度)	平成 24 年度実績
動物の引取数	7,672 頭	50%減少	2,866 頭 (62.6%減少)
動物の致死処分数	6,921 頭	55%減少	2,404 頭 (65.3%減少)
犬の返還・譲渡率	81.5%	85%以上に増加	79.4%
猫の返還・譲渡率	3.1%	10%以上に増加	17.1%

[課 題]

- 致死処分数の減少は、飼い主への適正飼養の普及をはじめ引取数減少や譲渡拡大等、様々な取組の成果が結びついて達成されます。
 都は、前計画で設定した数値目標をほぼ達成していますが、「犬の返還・譲渡率」については数値目標を下回っています。これは、引取数・致死処分数が大きく減少する中で、矯正困難な攻撃性、回復困難な疾病及び高齢等を理由とした、譲渡が難しい個体の存在が原因と考えられます。
- 致死処分数の更なる減少を図るためには、譲渡事業に協力できるボランティア団体等を増やす等の譲渡拡大のための仕組みづくりを推進していく必要があります。また、地域において身近に飼い主を支援できる取組を検討することも重要です。

5 都民と動物の安全の確保

[取 組 状 況]

- 「狂犬病発生時対応マニュアル」や「動物由来感染症マニュアル」を作成し、訓練を行ってきました。また、都内における動物由来感染症の発生状況を把握するため、モニタリング調査や動物取扱業におけるサンプリング調査を行ってきました。これらの調査結果を踏まえ、パンフレットやホームページ等により都民に情報提供を行ってきました。
- 災害時対応においては、危害防止、動物愛護の観点から、地域における動物救護対策が円滑に行われることが重要であるため、区市町村に対して、東日本大震災における被災者の同行動物への対応や東京都獣医師会との協定等の情報を提供し、防災計画や災害時動物対応マニュアルの整備等が促進されるよう、働きかけを実施してきました。

[課 題]

- 動物由来感染症対策については、都民へ正しい知識を提供するための普及啓発や発生状況調査を継続して実施していく必要があります。
 また、狂犬病などの動物由来感染症が発生した場合の対応を強化するために各種マニュアルの改訂も重要です。
- 災害時対応に関しては、同行避難を前提とした区市町村の災害対策マニュアルの整備等への支援、動物愛護推進員との協力体制の確立、広域対応として関係団体による物資の補給体制や他自治体との協力体制の構築等に取り組む必要があります。

第4 施策展開の方向

取り組むべき施策展開の方向について、前計画の5項目を整理し、以下の4項目に再構築しました。

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

地域において動物に関わるトラブルをなくし、動物の存在が地域の人々によって受容される社会づくりに向けて、これまで取組を進めてきた飼い主への普及啓発を更に充実させていく必要があります。

特に終生飼養、適切な繁殖制限による飼養頭数の管理、所有明示などの責務について、行政が積極的に助言、指導を行っていくことが求められます。

また、動物愛護推進員をはじめとするボランティアの支援や、関係部署・機関等との連携のための体制づくりに取り組みながら、動物に関わる全ての人々の自覚と適切な行動を促すための施策展開を図ります。

2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

動物取扱業者には、社会的な自覚をもった飼い主育成の担い手としての役割を果たすことが求められており、動物の適正な取扱いや顧客への説明責任等が、一層重視されています。そのため、教育機会の充実により資質向上を図るとともに、幼齢の犬猫等の健康安全計画の策定や、販売に際しての対面説明・現物確認等の法改正に伴い規制が強化された事項を遵守させるべく、事業者評価制度を活用した効果的かつ効率的な監視指導を行うなど、事業者等による動物の適正な取扱いの推進に向けた取組を進めます。

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

更なる致死処分数の減少に向けて、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発や、飼い主のいない猫対策の一層の推進などの施策を展開していきます。

登録譲渡団体の登録基準を見直し、登録団体を増やし、研修会や合同譲渡会の開催等の団体の活動に対する支援を行っていきます。また、譲渡拡大のための新たな連携の仕組みづくりを検討していきます。

さらに動物愛護相談センターやボランティア団体が行っている譲渡の認知度を高めるために、普及啓発を実施するとともに、子犬や子猫に比べて譲渡希望者が少ない成犬や成猫についても、そのメリットや留意点について周知し、譲渡拡大を図っていきます。

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

人と動物を取り巻く環境の変化に伴い、感染リスクが増加している動物由来感染症に的確に対応するため、対応マニュアルの見直しを行うとともに、関係機関との協働関係の強化と職員の能力向上を図ることによる体制の強化に取り組んでいきます。

災害対策では、動物の飼い主自らの対応が不可欠であり、平常時から備えることの重要性を普及啓発していきます。

区市町村に対しては、同行避難を前提とした避難所運営が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていきます。

動物愛護推進員との災害対応に関する協力体制の確立とボランティアとの協働、さらに、広域対応として、関係団体、他自治体との協力体制の構築などについても検討し、危機管理への対応強化を図ります。

第5 課題への具体的取組

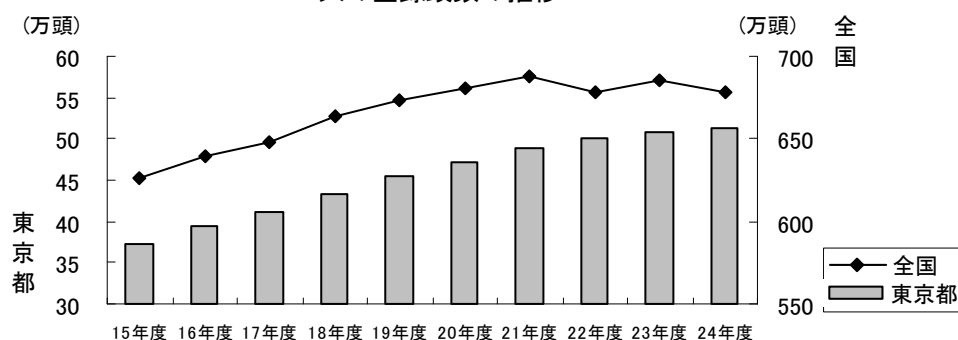
1 動物の適正飼養の啓発と徹底

現 状

< 犬の飼養数 >

- 都の犬の登録頭数は、年々増加しており、50万頭以上となっています。
- 都が平成23年度に実施した犬及び猫の飼育実態調査では、平成23年度の都内における犬の飼養数は、住居形態別の世帯数から推計すると約67万頭、アンケート結果による犬の登録率から推計すると約54万頭でした。推計方法により幅がありますが、登録頭数を超える結果であることから、未登録の状態で飼養されている犬が相当数いるものと考えられます。

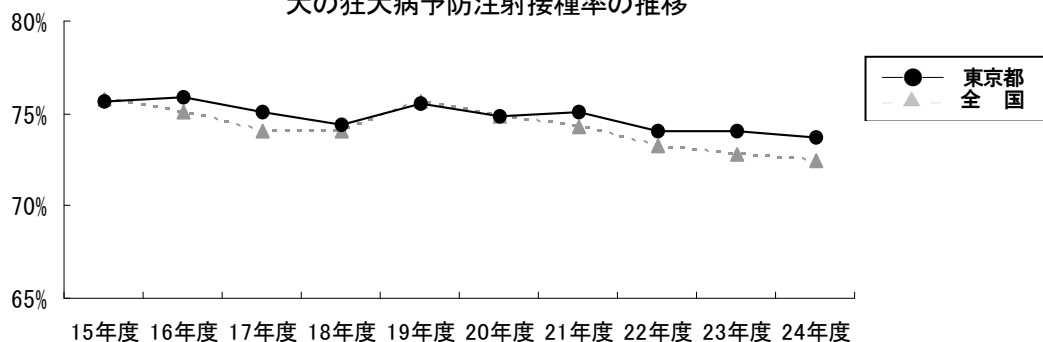
犬の登録頭数の推移



< 狂犬病予防注射接種率 >

- 狂犬病予防注射接種率は、平成24年度に全国が72.4%、東京都が73.7%であり、近年、微減しながら横ばいで推移しています。
- 登録された犬以外に、未登録の状態で飼養されている犬の存在が推定されることから、実際の接種率は更に低いものと考えられます。
- 一部の区市町村において、登録又は注射済票交付の動物病院への委託等を実施しています（平成25年度：15区16市町村）。

犬の狂犬病予防注射接種率の推移



< 犬によるこう傷（犬が人を咬む）事故の発生状況 >

- 都における犬のこう傷事故は、平成24年度には313件の届出があり、近年、400件前後で推移しています。
- 事故の発生は散歩時が最も多くなっていますが、ノーリード（放し飼い）の犬によるものや、配達や訪問時に被害にあったケースもみられます。

< 猫の飼養数 >

- 平成 23 年度の犬及び猫の飼育実態調査では、平成 23 年度の都内の猫は、飼い猫が約 105 万頭（屋内飼養が約 86 万頭、屋外飼養が約 19 万頭）、飼い主のいない猫が約 6 万頭いると推計されています。平成 18 年度の調査結果と比較すると、猫の飼養数は増加していますが、飼い主のいない猫は約 15 万頭から約 6 万頭へと大きく減少しています。

< 飼い主のいない猫対策 >

- 飼い主のいない猫に対する考え方は、人によって様々であり、地域における猫を巡る問題の解決を難しくしています。飼い主のいない猫の適切な管理に取り組んでいるボランティア活動も存在し、その取組は都内全域に広がりつつありますが、地域住民の理解や主体的な活動が重要であり、区市町村による支援は欠かせません。
- 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成制度を設けている区市町村は、平成 25 年 4 月時点で、22 区 20 市町村となっています。
- 取組により、動物愛護相談センターでの拾得者からの子猫の引取数が 20 頭以下となっている区市町村は、平成 24 年度には 7 区 30 市町村となっています。そのうち、10 頭以下となっているのは、3 区 24 市町村です。
- 平成 23 年度の犬及び猫の飼育実態調査では、飼い主のいない猫対策を知っている人は約 3 割にとどまっており、この取組の認知度がまだ十分ではない状況が伺えます。

< 動物に関する苦情・相談 >

- 平成 24 年度の動物に関する苦情・相談は 10,294 件で、平成 18 年度の 19,822 件と比較して大幅に減少はしていますが、いまだに多くの苦情・相談が寄せられています。
- 主な内容は、ふん尿の放置や悪臭、捨て犬・猫に関するものなど、飼い主のモラル欠如やマナー不足によるものとなっています。
- 動物別にみると、犬に関する苦情が約 4 割、猫に関する苦情が約 5 割となっています。また、数は少ないものの、ニホンザル等の特定動物や、ハリスホーク等の猛禽類に関する苦情も寄せられています。

< 多頭飼育問題への対応 >

- 動物の多頭飼育に起因する苦情・相談への対応は、住民や動物愛護団体等からの情報に基づき、住民に身近な区市町村が主体となって対応しています。
- 問題となる多頭飼育者については、行政等が苦情・相談により把握しており、飼い主に対して助言・指導を行っています。
- 多頭飼育問題とは、多数の動物を飼養していることが問題なのではなく、飼い主が適正に飼養できないことが問題の本質です。
- 平成 22 年度及び平成 23 年度に都と区市町村で把握した多頭飼育の問題事例のうち、指導等により約 4 割が改善していますが、約 3 割については指導継続中であり、飼い主となかなか接触できない事例や、家に入れず飼養状況が確認できない事例など、適正飼養の指導を行うことが難しく、解決までに長期間を要する事例もあります。
- 飼い主の生活支援等を行っている地域の福祉保健等の関係機関と連携して対応することが、事態の改善に効果的な場合もあります。

< 動物の遺棄・虐待の防止 >

- 動物の遺棄や虐待について動物愛護相談センターが探知した場合は、警察に通報等するとともに、必要に応じて、警察が行う調査への協力や助言等を行っています。
- 捨て猫の多い場所等からの相談に応じて、動物の遺棄・虐待防止の普及啓発資料を配布しています。

< 動物愛護推進員制度の運用 >

- 知事が委嘱する動物愛護推進員は、平成 25 年 4 月時点で 309 名おり、地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たすことが期待されています。
- 各自治体あたりの配置人数は、区部で 3～20 人、多摩・島しょ地域で 0～13 人であり、区市町村によってばらつきがあります。
- 活動状況は、適正飼養の相談対応や、飼い主のいない猫対策への協力、犬の散歩を兼ねて地域を見守る「ワンワンパトロール」の実施、自治体が開催するイベントへの協力など、それぞれの得意な分野で活動が行われています。

< 区市町村における動物愛護管理の取組 >

- 動物飼養に関する問題の多くは、地域に密着したものであり、地域特性を踏まえた区市町村の取組が、迅速な問題解決や発生防止を可能にします。また、国の基本指針においても、すべての区市町村に動物愛護管理の普及啓発や地域住民に対する直接的な指導等の役割が期待されています。
- 区市町村では様々な取組が行われています。
 - ・ 動物愛護に関する相談員・普及員等の独自制度の制定
 - ・ 町会・自治会、ボランティア団体等との連携による飼い主のいない猫対策の実施
 - ・ 譲渡あっせん等、動物の保護に関する取組の実施
 - ・ 動物の適正飼養に関する講習会の開催
 - ・ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成
- 動物愛護推進員との連絡会等を実施している区市町村は、平成 24 年度は 15 区 5 市となっています。

具体的な取組課題

動物の適正飼養の徹底に向けて、普及啓発の実効性をより高めるため、飼育実態を踏まえつつ、都と区市町村、関係団体、動物愛護推進員等が連携・協働し、地域における多様な施策展開を図る必要があります。

- 動物を飼い始める前段階から、飼い主の社会的責任についての意識の涵養を効果的に図っていく方策の実施
- 飼い主の責務である「終生飼養」、「適切な繁殖制限措置」、「所有明示（個体識別）」に関する普及啓発の一層の推進
- 都民が適正飼養の情報を入手しやすい環境の整備
- 犬の登録と狂犬病予防注射の実施率の向上と、鑑札・注射済票装着の徹底による狂犬病まん延防止の体制づくり
- 猫の飼養3原則である「屋内飼養の推奨」、「不妊去勢手術の実施」、「個体標識の装着」の徹底を図るための効果的な普及啓発の実施
- 飼い主のいない猫を巡るトラブルの解決に向けて、飼い主のいない猫対策の都内全域への拡大と、地域全体で問題を考えていくための、よりきめ細やかな普及啓発の実施
- 多頭飼育問題に対する区市町村、関係団体・関係機関、専門家等による連携体制の構築
- 動物の遺棄・虐待を防止するため、区市町村や警察等関係機関との連携の強化
- 動物愛護推進員の研修の充実や区市町村との連携体制の整備等、動物愛護推進員活動への支援の充実
- 学校教育現場での動物愛護管理に関する活動の一層の推進と、動物のストレス軽減を考慮した普及啓発の実施

目指す姿

飼い主が動物をその終生にわたり適正に飼養することにより、動物の遺棄・虐待や地域でのトラブルがなくなり、動物が地域の一員として受け入れられる社会を目指します。

施策-1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

(1) 動物の適正飼養に関する普及啓発

○ 安易な飼養防止の普及啓発

🐾 動物を飼う場合、責任を持って、動物をその終生にわたり適正に飼養することができるか、事前によく考えるよう努めなければなりません。

🐾 動物の安易な飼養開始を防ぐため、講習会等で、健康管理、不妊去勢手術、動物が病気になった場合や飼養にかかる費用、問題行動を引き起こさないための幼齢動物の社会化の重要性^{*}、高齢動物の世話の問題など、動物を飼う場合の負担と責任に関する普及啓発を実施します。

※ 犬や猫は、生後一定期間、親兄弟と一緒に過ごさないと、吠え癖や咬み癖などが強まったり、攻撃的になったりといった問題行動を起こす可能性が高まることが指摘されています。

犬猫等販売業者については、法改正（平成 25 年 9 月施行）により、出生後 56 日（経過措置として、改正法施行後 3 年間は 45 日、その後別に法律で定める日までの間は 49 日）を経過しない犬猫の販売、販売のための引渡し・展示の禁止などの遵守事項が追加されました。

🐾 第一種動物取扱業者は、購入希望者に動物を販売する場合に、飼い主の責任や、動物の適正な飼養又は保管の方法について、対面により十分な説明を行わなければなりません。

○ 飼い主責任の徹底

🐾 動物を飼い始めたら、その動物を終生にわたり適正に飼養するよう努めなければなりません。

🐾 飼い主に対し、意図しない繁殖の制限のための不妊去勢処置、災害や逸走時に備えた所有明示（鑑札、注射済票、マイクロチップ等）の重要性及び利点について、区市町村や動物愛護推進員等と連携しながら周知していきます。

🐾 飼い主が高齢になった時の動物の取扱いや、動物が回復困難な病気等により耐えがたい苦痛状態にある場合の対応など、飼い主として考えておかなければならないことについての啓発を強化していきます。

(2) 都民に身近な情報の提供

○ 相談窓口の機能の充実

- 🐾 区市町村や動物愛護団体・ボランティアは、適正飼養に関する普及啓発を、一層充実させていくことが求められています。
- 🐾 しつけの基本や集合住宅におけるペット飼育など、都民からの適正飼養に関する相談に対して、区市町村の行政担当職員や動物愛護推進員が適切に対応できるよう、研修会を開催するなど、対応能力向上のための支援を行っていきます。
- 🐾 専門的な相談については、行政担当職員が獣医師や訓練士などの専門家等と協力して対応する関係づくりを推進していきます。
- 🐾 相談先の認知度を高めるため、区市町村の相談窓口を一覧にしてホームページに掲載するなど、都民が相談したい時に情報が得やすい環境を整備していきます。

○ 普及啓発活動の機会の拡大

- 🐾 飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、行政機関の窓口だけでなく、関係部局や関係団体との協力により、動物用品やペットフードの販売店、動物取扱業、動物病院等の飼い主がよく利用する施設でのポスター掲示や、パンフレットの配置など、普及啓発を行う場を一層拡大していきます。
- 🐾 都民が適正飼養の情報に触れる機会を増やすため、ホームページの充実などインターネットを活用した普及啓発を実施するとともに、関係団体等と連携し、動物愛護相談センター等で開催する講習会の内容・手法等を検討していきます。

施策-2 犬の適正飼養の徹底

(1) 登録・狂犬病予防注射接種率の向上

○ 動物病院等での登録・注射済票交付代行の一層の促進

🐾 犬を飼い始めたら、犬の登録と狂犬病予防注射接種を行わなければなりません。

🐾 飼い主の義務である犬の登録・狂犬病予防注射の接種が確実に行われるよう、区市町村による動物病院への登録委託等、飼い主が手続きしやすい環境整備を一層促進していきます。

○ 飼い主が利用する施設での普及啓発

🐾 犬の登録・狂犬病予防注射接種や、鑑札・注射済票の装着義務の意義や認識を深めるため、都・区市町村は、ドッグラン等の施設利用について、飼い主義務の履行を条件とするなど、施設管理者等と連携した取組を推進していきます。

また、施設でのポスター掲示や、パンフレットの配置など、犬の飼い主が利用する施設での普及啓発を充実していきます。

(2) 犬による事故の未然防止、ルール遵守の普及啓発

○ こう傷（犬が人を咬む）事故の未然防止

🐾 よくしつけられた犬でも、驚いたり、遊びに夢中になったり興奮している時などは、こう傷事故を起こしてしまうことがあるので注意が必要です。

🐾 犬によるこう傷事故防止のため、事故防止事例を盛り込んだわかりやすいパンフレットを活用するなど、区市町村や都は、動物愛護推進員、ボランティア団体と連携して、普及啓発を推進していきます。

🐾 飼い主以外の方が、不用意に犬を触ろうとして事故が起こる事例もあることから、犬と触れ合う場合の注意点について周知していきます。

○ ルールやマナーの遵守徹底

🐾 公園等で問題になっているノーリード（放し飼い）やふんの放置については、条例違反であることを周知徹底し、区市町村や動物愛護推進員等との連携により、飼い主への指導を行っていきます。

施策-3 地域の飼い主のいない猫対策の拡充

(1) 猫の飼養3原則の一層の普及啓発

- 🐾 猫に関わる問題を解決するためには、飼い猫の適正飼養が欠かせません。区市町村と連携し、猫の飼養3原則である「屋内飼養の推奨」、「不妊去勢手術の実施」、「個体標識の装着」の徹底を図ります。
- 🐾 交通事故や感染症の予防などの屋内飼養の利点、問題行動や病気の予防などの不妊去勢手術の利点、災害発生時も含め、はぐれてしまったときに飼い主のもとに戻る可能性が高くなるなどの個体標識の利点について、周知していきます。

(2) 飼い主のいない猫対策の一層の推進

○ 飼い主のいない猫対策の普及啓発

- 🐾 飼い主のいない猫対策が、単なる餌やりと誤解されたり、地域での対立を招いたりすることを防止するため、区市町村とともに検討を進め、飼い主のいない猫対策に対する都民の認知度を高めるための普及啓発を実施していきます。
また、地域住民やボランティア等活動者が、地域の理解を得ながら活動することの重要性を周知していきます。
- 🐾 飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることによる周辺の迷惑やトラブルを防止するために、餌を与える人に責任の自覚を促すとともに、猫の生態・習性・生理を理解し、効果的に飼い主のいない猫対策に取り組むためのパンフレットを作成し、掲示板の活用や区市町村を通じて町会・自治会等に配布するなどして、普及啓発を行っていきます。

○ 地域における飼い主のいない猫対策の推進

- 🐾 飼い主のいない猫対策は、都の子猫の引取数減少に貢献しており、致死処分減少にもつながっています。これまでも区市町村が主体となって、地域住民や動物愛護団体と連携した取組が進められてきましたが、今後も一層の取組拡大を推進していきます。
- 🐾 飼い主のいない猫問題への取組が緒についたばかりの地域や、効果的な対策が見出せずに苦慮している地域、子猫の引取件数の多い地域を抱える区市町村に対し、動物愛護相談センターが取組の説明や不妊去勢手術等に協力を行うなど、引き続き、区市町村における地域ごとの取組を促進させるための支援をしていきます。
- 🐾 住民の主体的な取組が不十分な地域や公園などの公共施設等、従来の手法では解決できない地域で発生している猫の問題に関して、取組の進んでいる自治体との情報交換の場を設けるなど、他地域への拡大導入を支援していきます。

○ 区市町村と動物愛護ボランティア等との連携の推進

- 🐾 住民による取組の後押しや、飼い主のいない猫を保護して譲渡先を探すなど、動物病院や動物愛護団体等と連携して取組を進める区市町村に対して、支援を検討していきます。

施策-4 多頭飼育に起因する問題への対応

(1) 多頭飼育問題に対応するための連携体制の構築

○ 区市町村における関係部署の連携体制の構築

🐾 多頭飼育による苦情の問題は、飼い主が適正に飼養していないことに起因します。多頭飼育をする人は、動物の管理や飼育環境の維持等に一層の配慮が必要です。

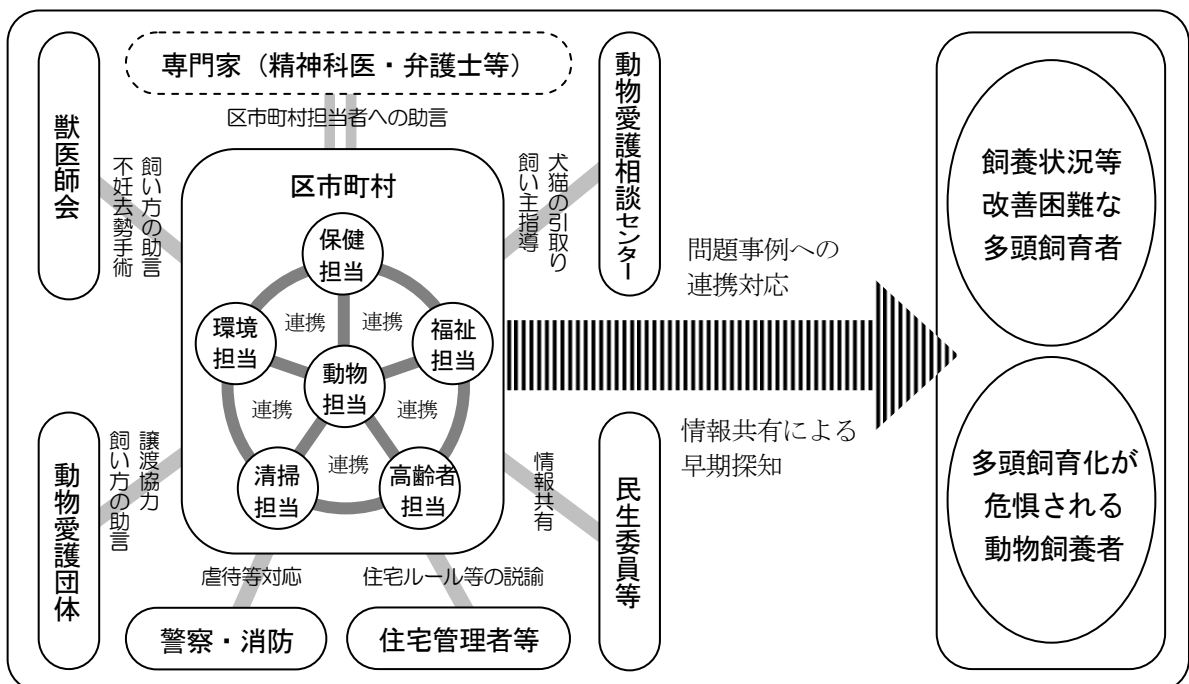
🐾 多頭飼育問題は、飼い主に対する指導や解決が容易ではない事例もあり、区市町村においては、様々な行政担当部署と連携した対応が必要です。区市町村における関係部署間の情報共有や連携対応が円滑に行われるよう、他の自治体の取組事例を情報提供するなどの支援を行っていきます。

○ 区市町村と関係団体・関係機関とのネットワーク構築

🐾 区市町村と獣医師会や動物愛護団体、警察等関係機関、動物愛護推進員や民生委員等地域の関係者が連携、協力することで、より効果的な対応が期待されます。このような対応が円滑に行われるよう、各主体に協力を働きかけ、ネットワークの構築を支援していきます。

🐾 問題の解決に向けて、動物の不妊去勢手術費の助成や、獣医師会や動物愛護団体等との連携による相談対応・譲渡の協力などを行う区市町村に対して、その事業を財政的に支援していきます。

連携対応のイメージ



(2) 多頭飼育問題への対応力の向上

- 🐾 区市町村の各部署の担当者や動物愛護推進員など、多頭飼育問題を抱える飼い主に対応する関係者の知識習得やスキルアップのために、精神科医や弁護士等の専門家も交えて、研修を実施していきます。また、事例報告などの情報共有と情報交換の場を設けることで、区市町村による取組の推進を支援していきます。
- 🐾 多頭飼育に起因した虐待のおそれのある事態が確認された場合に、区市町村、都、関係団体、関係機関等が連携した飼い主への指導や助言を行うことで事態の改善が図られるよう、情報共有の方法や体制について検討していきます。

施策-5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策

(1) 動物の遺棄・虐待への対応

- 🐾 動物の遺棄・虐待を未然に防止するため、捨て猫の多い場所の管理者等に対して罰則の内容も含めた注意喚起の掲示物を配布するなど、普及啓発の手法を工夫していきます。また、相談対応等で遺棄・虐待を行うおそれのある事案を把握した場合は、区市町村や関係団体等と連携して適切な指導・助言を行うなど、その抑止を図っていきます。
- 🐾 獣医師からの通報等により、遺棄・虐待を受けたと思われる事案を探知した場合に、警察と連携して対応をするため、過去の司法判断や具体的な事例の情報共有等を行うとともに、必要に応じて、区市町村動物愛護担当者が警察の調査に協力できるよう、対応能力を強化していきます。

施策-6 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成

(1) 区市町村と動物愛護推進員等との連携推進

- 🐾 動物愛護推進員と区市町村との連携や、動物愛護推進員同士の協力を円滑にするための支援として、動物愛護推進員の人材情報を共有できるよう、区市町村や関係団体に対し情報提供を行っていきます。
- 🐾 区市町村と獣医師やボランティア等との連携を支援するため、区市町村に対して研修内容の提供や、ボランティア等が利用する普及啓発資材の提供を行っていきます。

(2) 動物愛護推進員研修の充実と普及啓発

- 🐾 行政の担当者や動物愛護推進員に必要な知識習得やスキルアップのための、実務研修の充実や活動分野別の連絡会の開催などを行っていきます。
- 🐾 動物愛護推進員の活動に対する都民の理解を深め、地域で活動しやすくなるように、広報紙等を活用して動物愛護推進員の存在を広く周知していきます。

施策-7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

(1) 子供の発達段階に応じた普及啓発

- 🐾 動物愛護精神の涵養や、動物による事故の防止、動物由来感染症の予防等に関しては、教職員による教育現場での普及啓発が効果的です。関係部局や区市町村と連携して、子供の発達段階に応じた普及啓発内容を検討し、普及啓発資材の配布や研修会の開催などにより情報提供していきます。
- 🐾 学校で動物を飼養する場合には、動物の適切な取扱いがなされることが重要です。区市町村と連携し、教職員等に対して動物の適正飼養に関する普及啓発を実施します。

(2) 動物愛護推進員との連携による教育現場での普及啓発の拡大

- 🐾 動物愛護相談センターで実施している小学校における動物教室については、活動に協力可能な動物愛護推進員を増やし、地域の動物愛護推進員が自身の飼養する動物とともに動物教室に参加するなど、その連携を一層拡大していきます。
また、動物愛護推進員が主体となって実施する動物教室を拡大していくため、資材の貸出し、実施内容等のノウハウの提供や区市町村との調整などの支援を行っていきます。

(3) 動物へのストレスに配慮した普及啓発

- 🐾 動物を介在した活動や教育[※]を実施する場合は、動物へのストレス等にも配慮する必要があります。動物教室に適性のある動物の選定や育成の検討を進めるとともに、専門家や動物愛護推進員の意見も聞きながら、対象となる子供の発達段階に応じて動物教室のプログラムを見直し、ぬいぐるみや模型等の活用や新たな普及啓発資材（映像資材等）の作成など、動物のストレス軽減も考慮した効果的な普及啓発方法を検討していきます。

※ 動物との触れあいを利用した活動には、介護や福祉等に動物を用いる「動物介在活動（Animal Assisted Activity : AAA）」、治療の補助として動物を用いる「動物介在療法（Animal Assisted Therapy : AAT）」、教材として動物を用いる「動物介在教育（Animal Assisted Education : AAE）」がある。

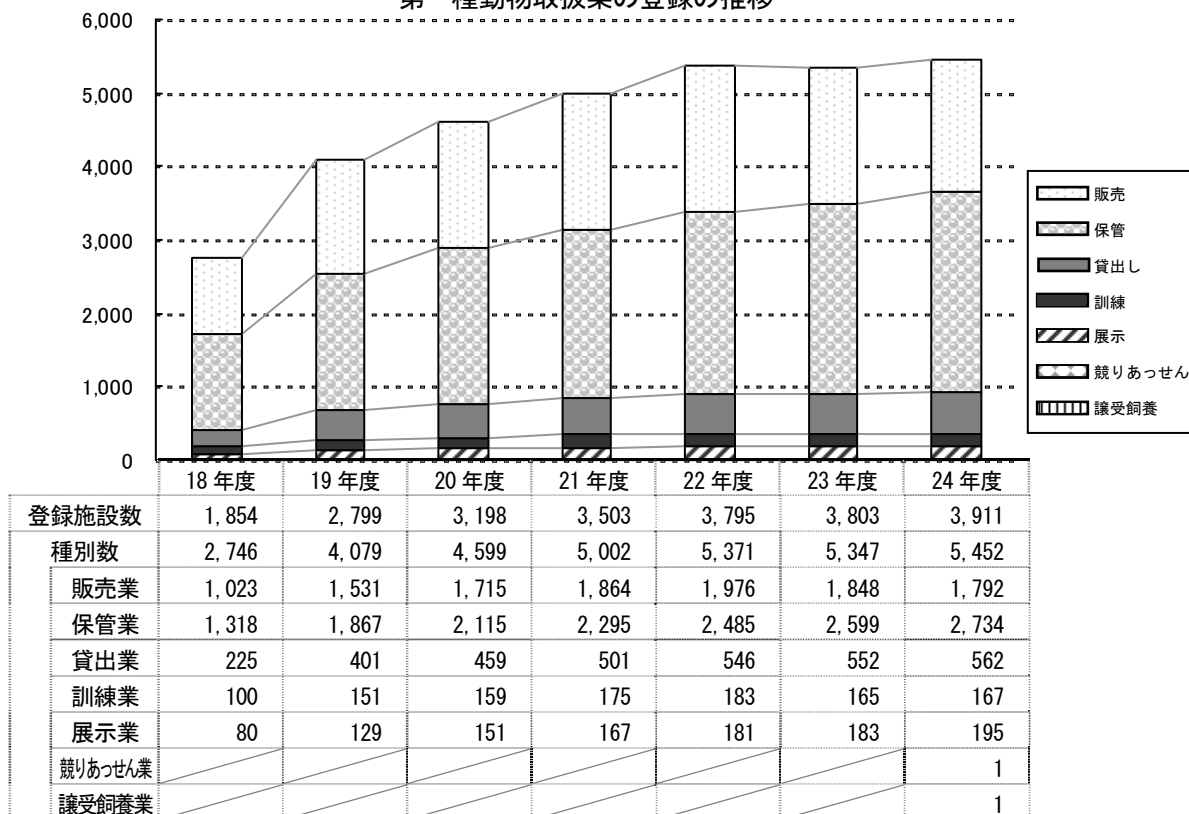
2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

現状

< 動物取扱業の増加と監視指導 >

- 東京都では、昭和 54 年の条例制定により、法律による規制に先駆けて、動物取扱業の届出制度を設け、平成 12 年の条例改正により、動物取扱業の登録制度を導入しました。
- 平成 17 年に動物愛護管理法が改正され、平成 18 年 6 月以降は、法による登録制度に移行しました。動物取扱業の登録数は、毎年増加を続けており、平成 24 年度には 3,911 施設となっています。この数は、全国の自治体で最も多く、多様な業態が見られるなどの特徴があります。
- 業種別の施設数では、トリミングサロンなどの保管業が 2,734 施設、ペットショップや繁殖業者などの販売業が 1,792 施設となっています。
- 施設数の増加と業態の多様化に対応し、動物取扱業者を効率的に監視指導するため、事業者評価制度に基づいた監視・指導を実施しています。平成 24 年度には 3,195 件の監視を行っています。
- 平成 24 年の動物愛護管理法の改正により、従前の動物取扱業が第一種動物取扱業とされ、そのうち犬猫等販売業には追加で特例の規制が設けられました。また、非営利で施設を設けて動物の譲渡し等を行う者として、第二種動物取扱業の届出制度が創設されました。
- 第一種動物取扱業への新たな規制の増加に伴う、監視指導項目の増加、第二種動物取扱業の届出制度への対応など、より実態に即したきめ細かい監視・指導が必要となっています。
- 犬猫等販売業について、幼齢の犬猫等の健康安全計画を定めることや取扱状況に関する届出制度の義務化をはじめ、出生後 56 日*を経過しない犬猫の販売、販売のための引渡し・展示の禁止などの遵守事項が追加されました。*改正法施行後 3 年間は 45 日、その後別に法律で定める日までの間は 49 日

第一種動物取扱業の登録の推移



< 特定動物*の監視指導 >

- 東京都では、昭和 54 年の条例制定により、法律による規制に先駆けて、特定動物の許可制度を導入しました。
- 平成 17 年に動物愛護管理法が改正され、平成 18 年 6 月以降は法による許可制度に移行しました。特定動物の許可状況は、平成 24 年度の都内における飼養頭数は 1,493 頭であり、飼養施設は 134 施設となっています。
- 特定動物のうち、特に爬虫類^はについては、動物園等だけでなく、一般個人や動物取扱業等においても多く飼養されています。
- 近年、特定動物による死傷事故や無許可飼養の動物による事故が発生しており、飼い主等にはより重い社会的責任が求められています。

※ ライオン、わし、わに等、飼養するために許可を要する動物。人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として動物愛護管理法第 26 条に基づき政令で定められている。

具体的な取組課題

法改正による動物取扱業の規制強化に伴い、動物取扱業者が規定の遵守や動物の適正管理を徹底することが重要です。そのため、一層の効果的かつ効率的な監視指導、普及啓発及び支援を実施していく必要があります。

- 動物愛護管理法の改正による新たな制度・規制を踏まえた動物取扱業の監視指導の強化、重点的な監視指導の実施
- 業態に応じた遵守規定の履行状況の確認等に関する監視指導の徹底
- 動物取扱責任者研修等、事業者、従業員の資質向上策の充実
- 動物取扱業等に従事する人材の養成施設に対する適切な支援の実施
- 特定動物飼養者等に対する監視指導の徹底、特定動物の監視指導体制の強化
- 産業動物や実験動物の愛護管理に関する基準の遵守の徹底

目指す姿

動物取扱業者が、法令を遵守し、動物の適正飼養・終生飼養を徹底することにより、都民に身近な動物飼育の模範となることで、その社会的責任を果たすことを目指します。

施策-8 動物取扱業の監視強化

(1) 動物取扱業に関する規制の周知

- 🐾 動物愛護管理法の改正による新たな規制について、事業者等へのリーフレットの配布や動物取扱責任者研修等の機会を通じた周知を行い、事業者の法令遵守を徹底していきます。
- 🐾 第一種動物取扱業の登録制度や遵守基準、第二種動物取扱業の届出制度などについて、ホームページや広報紙の活用のほか、区市町村等との連携により広く周知し、都民が、法令を遵守している適正な動物取扱業者を選択できるように注意喚起を行っていきます。

(2) 第一種動物取扱業者への監視強化

○ 事業者評価制度に基づく重点的監視の実施

- 🐾 事業者が守るべき基準の遵守状況を評価して、評価の低い事業者に対して重点的に監視を行う事業者評価制度について、動物愛護管理法の改正による新たな遵守基準を加えて実施していきます。この事業者評価制度により事業者を評価し直し、効果的かつ効率的な監視指導を行うことにより、事業者の主体的な取組を促進していきます。

○ 動物販売業者への監視指導の強化

- 🐾 動物販売業者における、購入者への動物の現物確認と対面説明が徹底されるよう、立入検査時に帳簿等の確認を行うとともに、インターネット広告の確認を行うなど、適切な監視指導を実施していきます。また、販売時の説明において、終生飼養の責務や犬の登録等の実施、飼養するための費用負担、犬猫の社会化の重要性、問題行動の発現の可能性など、動物を飼う前に理解しておかなければならない事項について、購入者に対して十分な説明を行うよう指導を徹底していきます。

- 🐾 動物販売業者のうち犬猫等販売業に対しては、幼齢な犬猫に係る販売等の制限や終生飼養の確保等の遵守状況について、帳簿と合わせて取引伝票等の確認を行うなど、監視指導を徹底していきます。加えて、規定の意義について周知することで、事業者の主体的な取組を促していきます。

また、夜間（午後8時から午前8時まで）に犬猫の販売等が行われないよう、計画的な監視を実施します。

(3) 第二種動物取扱業者の監視指導

- 🐾 第二種動物取扱業は、動物の飼養施設を設けて非営利で動物の取扱いを行う者が届出の対象となることから、動物愛護団体による動物保護施設や公園の動物展示だけでなく、一般家庭であっても条件を満たす場合は対象となります。そのため、区市町村や関係団体、動物愛護推進員等と連携して情報収集を行い、それぞれの施設や業の内容の実態を把握して、適切な監視指導を実施していきます。

施策-9 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応

(1) 業態に応じた監視指導の実施

- 🐾 動物取扱業の監視指導項目は、業の種別や動物の飼養施設の有無、第一種動物取扱業と第二種動物取扱業の違い、犬猫等販売業の特例規定など、その業態によって大きく異なることから、それぞれの業態に応じた遵守規定の履行状況について監視指導を徹底します。
- 🐾 動物愛護管理法の趣旨を踏まえて、業種に応じた自主管理の具体例をまとめたリーフレット等を作成し、監視指導の際に配布して活用を促すなど、事業運営をより適切に行うための自主管理の実施を指導していきます。

(2) 動物取扱責任者研修の充実

- 🐾 動物取扱責任者は、従業員等への適切な指示や動物の取扱い等の知識や技術の周知を行う重要な役割を担っています。動物取扱責任者が年1回受講することとなっている動物取扱責任者研修を通じて、法令遵守と事業者責任を徹底させるとともに、専門家を講師として、動物の適切な取扱いや管理について最新の知見を踏まえた情報を提供するなど、研修の充実を図っていきます。
- 🐾 動物取扱責任者に対して、研修の受講と研修内容の従業員等への伝達が確実に行われるよう、指導を徹底していきます。


(3) 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援


- 🐾 動物取扱業の従事者の資質向上を図るため、将来、動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等の学生や教職員を対象とした研修会の開催など、人材育成に関する支援をしていきます。
また、動物の保護管理や関係法令の情報提供を行うなど、動物愛護相談センターを活用した教育機会の提供を検討していきます。

施策-10 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底


(1) 特定動物の飼い主等の社会的責任の徹底


○ 特定動物の飼い主に対する監視指導の強化

 特定動物は、飼養施設から逸走した場合に、人に危害を与えるおそれが高く、一般の動物の飼い主以上に社会的責任の徹底が求められます。飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置と都への届出等を確実に実施するよう、周知を徹底していきます。


 特定動物の管理責任者に対して、飼養管理状況の確認により飼養実態を把握し、許可施設の監視指導の強化を行います。また、無許可飼養は飼養施設の不備、飼い主責任の自覚の不足等、逸走・危害発生の危険性が非常に高いことから、警察等関係機関とも連携し、無許可飼養の防止を図っていきます。

○ 特定動物の販売業者による購入者への指導の徹底

 特定動物を取り扱う動物販売業者に対して、購入者の特定動物飼養許可保有状況を確認し、購入者が個体識別措置の都への届出や逸走防止措置を確実にを行うよう指導を徹底していきます。また、販売前に購入者の許可の確認が確実に行われるよう、特定動物を取り扱う動物取扱業者については、監視を強化し、個体の確認や販売記録に基づく指導を実施します。


 特定動物の対象とならない動物であっても、大型の爬虫類等の動物を取り扱う動物販売業者に対しては、購入者に社会的責任について周知徹底するよう指導を行うとともに、マイクロチップ等による個体識別措置が行われるよう推奨していきます。

(2) 特定動物の監視指導体制の強化

 特定動物は、多種の野生動物が対象となっており、その生態や特性、取扱い、施設基準等に関して、種に応じた対応が多岐に渡ります。そうした動物の飼養管理について適確に監視指導を実施していくため、動物監視員等への専門研修を実施するなど、対応能力の向上を図り、監視指導体制を強化していきます。


施策-11 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

(1) 畜産業者等への指導


 産業動物についても、「5つの自由^{*}」など動物福祉に配慮した取扱いが求められています。そうした取扱いは、家畜へのストレスや疾病等を減らし、家畜の健康によってもたらされる安全・安心な畜産物の生産や、家畜の治療費軽減などによる生産性の向上にも寄与するものです。

家畜の管理者等に対して、庁内関係局と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」や「快適性に配慮した家畜の飼養管理指針」等を周知していきます。


※ 5つの自由 : イギリスの家畜福祉協議会 (FAWC) が提唱し、世界獣医学協会 (WVA) などの機関においても取り入れられている家庭動物等を含む全ての動物について適用すべきとされている理念で、①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由からなる。

 畜産業者等に対して、区・市保健所とも連携し、許可施設である畜舎等の監視の際に、環境衛生の保全に併せて、動物の取扱いや施設の管理についての指導を行っていきます。

(2) 実験動物施設への普及啓発

 大学や企業等の研究機関や実験動物生産業者など、実験動物を取り扱う施設に対して「3Rの原則^{*}」等の普及啓発を強化していきます。動物実験委員会の設置や外部機関による検証の実施など、実験動物施設における自主管理を推進していくため、実験動物関係団体と連携して、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」や動物実験に関するガイドラインを周知し、実験動物が適正に取り扱われるよう普及啓発を行っていきます。

※ 3Rの原則 : 国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管等及び動物実験の適正化の原則
①動物の苦痛の軽減 (Refinement)、②使用数の減少 (Reduction)、③代替法の活用 (Replacement) の3つの原則

 国が定期的に行う実験動物施設の実態把握の結果等を、実験動物関係団体と共有し、実験動物関係者の意識向上と一層の適正管理の徹底を促していきます。

また、実験動物の不適正な取扱いについて情報を探知した場合に、情報収集や施設へのアプローチ方法等、国や実験動物関係団体と連携した対応について検討していきます。

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

現状

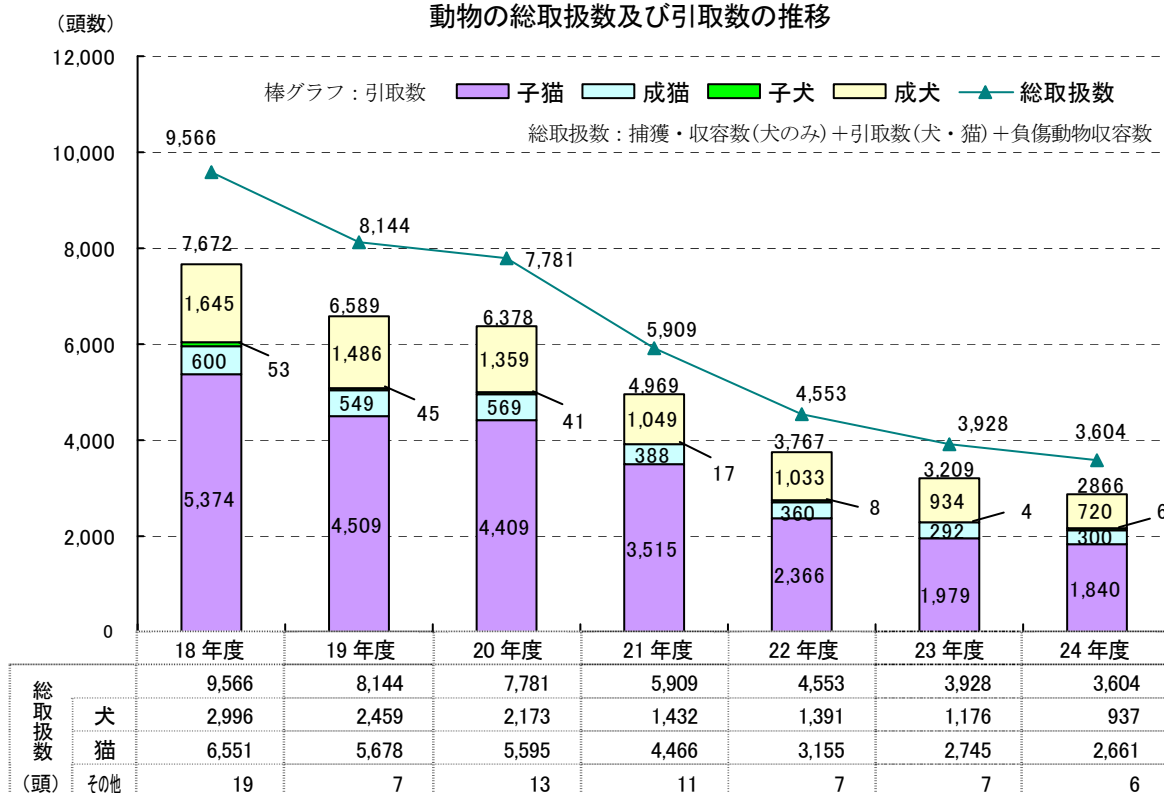
< 引取り・収容数の減少 >

○ 犬の捕獲・収容数、犬猫の引取数及び負傷した犬猫等の収容数の総計は、平成 24 年度は 3,604 頭でした。いずれも、年々減少しており、特に子猫の引取数が大きく減少しています。

動物の捕獲・引取り・収容数の内訳（平成 24 年度）

		犬			猫			その他
		成犬	子犬	成猫	子猫			
犬の捕獲・収容		176	0					
引取り	所有者	232	4	284	120			
	拾得者	494	2	1,736	1,720			
負傷動物収容		35	0	440	81	6		
総取扱数		937	6	740	1,921	6		

動物の総取扱数及び引取数の推移



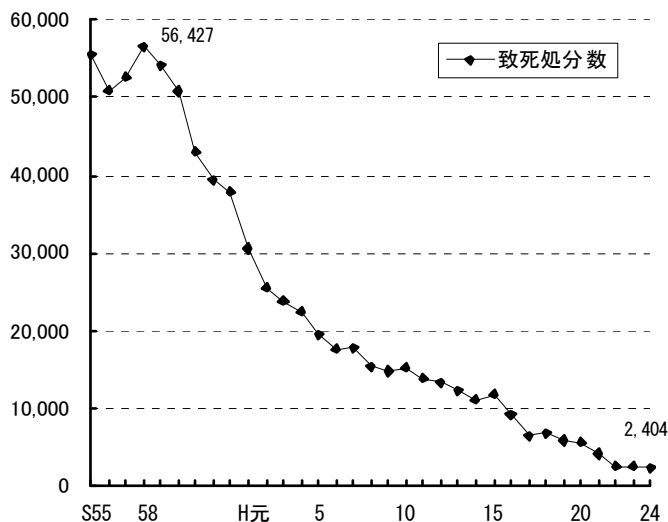
< 致死処分数の減少 >

○ 致死処分数の推移を見ると、ピーク時の昭和 58 年度の 56,427 頭に対して、平成 24 年度は 2,404 頭であり、約 20 分の 1 に減少しています。

○ 高齢、攻撃的な性格、重度の負傷や病気など健康上の問題がある場合など、譲渡が難しい個体や、衰弱や感染症によって成育が極めて困難な飼い主のいない生まれて間もない子猫などが、致死処分となっています。

- 致死処分の内訳を見ると、子猫が一番多い傾向は変わりませんが、致死処分全体に占める割合は、年々減少しています。
- 平成 24 年度に捕獲・引取り・収容された動物のうち、返還・譲渡された割合は、犬が 79.4%、猫が 17.1%となっています。
- 譲渡事業については、平成 24 年度においては 32 のボランティア団体と連携しており、譲渡を行った犬のうち約 9 割、猫のうち約 7 割は団体譲渡によるものです。

致死処分数の推移



返還・譲渡・致死処分の内訳 (平成 24 年度)
(頭)

	返還	譲渡	致死処分	計
成犬	403	335	186	924
子犬	0	6	0	6
成猫	24	61	663	748
子猫	3	367	1,549	1,919
その他	0	0	6	6
計	430	769	2,404	3,603

※捕獲・引取り・収容された動物が、次年度に返還・譲渡、致死処分されることがあるため、頭数の計は一致しない。

具体的な取組課題

動物の引取数の減少、返還・譲渡率の増加等を通じて、致死処分数の減少を図る必要があります。

- 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発や、飼い主のいない猫対策の推進、第一種動物取扱業における販売時説明の徹底等の取組による引取数の更なる減少
- ボランティア団体等との多様な連携による譲渡の充実拡大
- 動物愛護相談センターに登録、協働して譲渡事業を行うボランティア団体等への支援
- 譲渡事業に関係するボランティアの受入れ環境の整備検討
- 動物保護施設の行う譲渡事業の認知度向上、成犬や成猫の譲渡を受けるメリットの普及啓発の実施
- 動物病院やボランティア団体との連携による、区市町村における動物保護の取組等の支援
- 動物愛護相談センターにおける取扱動物の健康安全面を一層考慮した飼養管理の推進
- 動物愛護相談センターの、収容施設から譲渡拡大に向けた施設への転換の検討

目指す姿

飼い主の終生飼養の徹底や飼い主のいない猫対策などの取組が普及し、動物の引取りが減少するとともに、動物愛護相談センターやボランティア団体等による譲渡が普及・拡大することにより、更なる致死処分数の減少を目指します。

10年後の具体的数値目標（平成35年度）

指 標	数値目標 (平成24年度比)	平成24年度 実績値	国の基本指針目標
動物の引取数	15%削減 〔平成18年度比の70%削減〕 〔平成16年度比の75%削減〕	2,866頭	75%削減 〔平成16年度比〕
動物の致死処分数	20%削減 〔平成18年度比の75%削減〕 〔平成16年度比の80%削減〕	2,404頭	返還譲渡を進めて 致死処分数の 更なる減少を図る
犬の返還・譲渡率	85%以上に増やす	79.4%	—
猫の返還・譲渡率	20%以上に増やす	17.1%	—

施策-12 譲渡拡大のための仕組みづくり

(1) 多様な連携による譲渡拡大

○ 譲渡に取り組むボランティア団体等との連携拡大

- 🐾 動物愛護相談センターに引取り・収容された犬、猫の譲渡を一層推進していくため、譲渡に取り組むボランティア団体との連携・協働を拡大します。
動物愛護相談センターの登録譲渡団体については、ボランティア団体の活動実態を踏まえて、登録基準等を見直し、登録譲渡団体を増やしていきます。
- 🐾 非営利の団体だけではなく、都の譲渡事業を理解し、適正飼養の体制が整備され、社会貢献活動として譲渡に取り組むなど、一定の条件を満たす動物病院やペット関連企業等と連携した譲渡の仕組みづくりについて検討していきます。

○ 譲渡に取り組むボランティア団体等への支援

- 🐾 登録譲渡団体等ボランティアの活動を支援するため、動物の取扱いに関する最新情報や法律問題等、ニーズを踏まえた専門研修を実施します。
- 🐾 動物愛護相談センターで保護している譲渡対象動物に関する情報を、登録譲渡団体と共有できる専用サイトを開設していきます。また、動物愛護相談センターを利用した合同譲渡会の開催等、登録譲渡団体への支援方法について検討していきます。
- 🐾 活動を始めたばかりのボランティア団体に対する登録譲渡団体とのネットワークづくりを支援します。また、犬や猫の保護活動を行いたいと考えている都民等に対し、ボランティア活動に関する情報提供により、都民のボランティア活動への積極的な参画を促します。さらに、研修等によるボランティアの人材育成にも力を入れていきます。

(2) 譲渡制度の普及啓発

- 🐾 動物愛護相談センターやボランティア団体が行っている譲渡の認知度を高める普及啓発を実施していきます。
- 🐾 成犬や成猫から飼い始めることのメリットや、子犬や子猫から飼い始める場合との違いなどについてまとめたパンフレットを作成し、譲渡拡大につなげていきます。
- 🐾 動物が譲渡された先で、その動物が終生にわたり適正に飼養されることが大切であることから、一時的な感情や安易な気持ちで動物を譲り受けることのないよう、講習会等での普及啓発を充実させていきます。また、譲渡後のアフターフォローの方法についても検討していきます。

(3) 地域における動物保護等の取組の推進

- 🐾 動物の引取数の減少や、譲渡拡大を推進していくためには、地域における飼い主への適正飼養の助言や犬や猫の譲渡先あっせん等、動物保護の取組が進むことが重要です。このため、地域住民、ボランティア団体、動物愛護推進員、地区の獣医師会等と連携して問題解決に取り組む区市町村に対する支援について検討していきます。

施策-13 取扱動物の適正な飼養管理の確保

(1) 取扱動物の健康安全面を一層考慮した飼養管理の推進

- 🐾 動物愛護相談センターが引取り・収容した動物について、動物福祉と健康安全面を一層考慮し、個体管理など犬や猫のそれぞれの生態・習性・生理に適した飼養環境を整備していきます。
- 🐾 譲渡対象動物が譲渡されるまでの間、ストレス軽減のために犬や猫の特性や個体に応じた運動場所や隠れる場所などの確保、感染症予防のためにワクチン接種や寄生虫の駆除を実施するなど、飼い主の模範となる適正な飼養管理を行っていきます。
- 🐾 譲渡対象動物のしつけのためのトレーニングの実施など、譲渡の拡大に向けた動物の取扱いについて検討していきます。

(2) 収容施設から譲渡拡大に向けた施設への転換

- 🐾 動物愛護相談センターの引取り・収容などの取扱数は、年々減少しています。動物愛護相談センターは、犬や猫の収容を中心とした施設から、現在では適正飼養の普及啓発や相談、譲渡など動物愛護管理の拠点、動物由来感染症等の危機管理の拠点として重要な役割を担っています。
- 🐾 更なる致死処分数の減少を目指すため、譲渡されるまでの飼養期間の延長、その間の適正な飼養環境、ボランティアの受入れ環境、合同譲渡会の開催等の登録譲渡団体の支援など、譲渡の拡大に向けた施設への転換について検討していきます。

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

現 状

< 動物由来感染症対策 >

- 狂犬病は、今も、世界で毎年5万人以上の方が亡くなっている主要な動物由来感染症の1つです。
- 日本では昭和32年以降国内での犬の狂犬病の発生はありませんが、平成25年に台湾で約50年ぶりに犬の狂犬病の発生が確認されたように、国境を越えた人や物の流通が盛んな現代では、日本に狂犬病が侵入する危険性は常に存在します。
- 都は、平成18年度に設置した動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用して、狂犬病発生時対応マニュアルを整備しており、定期的に訓練を行っています。
- 動物由来感染症対策として、ペットショップ等の動物を対象として、サルモネラ、病原性大腸菌、カンピロバクター、腸管内寄生虫などの病原体保有状況調査を実施しています。また、東京都獣医師会と連携して、動物病院における動物由来感染症の診断状況のモニタリングを行っています。
- 動物由来感染症の発生又は発生の疑いがある場合は、動物愛護相談センターが都保健所や健康安全研究センターと協力して、感染動物の流通調査、病原体の検査を実施しています。区・市保健所が行う動物への措置等についても必要な支援を行っています。

< 災害時対策 >

- 災害時の対策は、東日本大震災以降、国民意識の高まりもあり非常に注視されています。
- 都は、地域防災計画における災害時の動物救護対策について、伊豆大島や三宅島での噴火災害の経験や他県での災害を踏まえ、従前から動物の同行避難を前提として記載しており、平成24年11月の修正で、動物の同行避難について明記しました。
- 大多数の区市町村で、地域防災計画に動物救護対策の記載があり、避難所への動物の同行避難を前提とした対策の整備が進められています。
- 都は、平成23年3月に東京都獣医師会と「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」を締結しました。区市町村における東京都獣医師会支部との協定は、特別区では大多数で締結されており、市町村では14市で締結されています。未締結の区市町村においても検討が進められています。
- 東日本大震災における緊急対策事業の一環として、都は「東日本大震災東京都動物救援センター」を設置し、関係団体【(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(一社)家庭動物愛護協会、(公社)東京都獣医師会】からなる「東日本大震災東京都動物救援本部」と協定を締結して、ボランティアの協力も得て、被災者の同行避難動物の一時預かりや譲渡等の支援を行いました。

災害時のペット対策への取組状況 23区39市町村（平成25年4月1日時点）

	実施済	検討中
地域防災計画におけるペット対策の記載	23区、32市町村	1町
ペットの「同行避難」を明記	16区、11市村	
ペット対策のマニュアル等の作成	4区、5市	5区、4市
フード・ケージ等の備蓄	12区、4市	1区、1市
東京都獣医師会支部との協定	22区、14市	1区、5市村

具体的な取組課題

動物由来感染症や大規模災害等の発生時に、飼い主と動物、そして都民の安全を確保するため、平常時から万全の対策を講じることにより、いざという時に適切に対応できるよう取組を充実強化する必要があります。

- 動物由来感染症発生時を想定した動物の収容・隔離、検査等を確実に実施するための体制の強化
- 平常時における動物由来感染症の発生動向の把握
- 動物由来感染症に関する正しい知識や予防方法、飼養動物の防災対策に関する飼い主の責任等についての普及啓発の充実
- 東京都獣医師会、動物愛護団体、民間ボランティア等との緊密な連携による被災動物の救援体制づくり
- 区市町村における災害時の動物救護体制づくりの推進
- 特定動物の飼養者に対する災害時対策の指導の徹底
- 動物取扱業者、産業動物や実験動物の管理者等に対する災害時対策の普及啓発、指導の強化

目指す姿

動物由来感染症の発生に備えた連携体制や、災害発生時に飼い主と動物の同行避難等の動物救護により、動物も地域の一員として受入れ可能な体制の整備を進め、危機管理の対応力が向上することを目指します。

施策-14 動物由来感染症への対応強化

(1) 動物由来感染症の発生に備えた連携体制の強化

- 🐾 狂犬病をはじめとする動物由来感染症発生時の対応に備え、広域的・専門的観点から、関係機関や区市町村等との連携体制を強化していきます。
- 🐾 動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用し、既存の「狂犬病発生時対応マニュアル」や「動物由来感染症マニュアル」について、発生時対応訓練の結果なども参考にしながら、対応すべき内容を検証し、見直しを進めていきます。

(2) 動物病院における動物由来感染症モニタリング

- 🐾 都民が飼養する動物の動物由来感染症発生状況を把握するため、東京都獣医師会と連携し、動物病院における動物由来感染症の診断状況を集約し、発生状況のモニタリングを実施します。
- 🐾 モニタリング定点動物病院において動物由来感染症が診断された場合には、飼い主に対して、動物病院の獣医師による適切な助言を行うほか、集約した結果を踏まえ、動物由来感染症に関する正しい知識や予防方法等についての普及啓発を充実していきます。


(3) 動物取扱業における動物由来感染症病原体保有状況調査

- 🐾 ペットショップ等の第一種動物取扱業で取り扱われる動物について、動物由来感染症の病原体保有状況を調査し、その結果に基づく指導・助言を行うことで、動物飼養施設の衛生状態や動物の管理方法等を向上させていきます。
- 🐾 調査により得られた情報を参考として、動物由来感染症予防の普及啓発を充実していくとともに、事業者における自主管理の取組を一層推進していきます。


施策-15 災害時の動物救護体制の充実


(1) 災害時の動物救援機能等の強化

○ 家庭動物の防災対策に関する普及啓発

 災害発生時には、まず飼い主が自らの安全の確保に努め、飼い主の責任で飼養動物の保護を行わなければなりません。犬や猫を同行して避難するために、飼養動物の防災用品の備蓄や健康管理、ケージに入るためのしつけなど、飼い主が日ごろから備えておくべき内容について、区市町村と連携し、防災訓練や講習会等の機会を通じて普及啓発していきます。


○ 災害時の動物救護に関する協定締結の推進


 災害発生時に、関係団体との連携・協力体制を迅速に整えるため、災害時の動物救護に関する協定の締結を推進していきます。協定による連携・協力体制については、定期的な連絡会や防災訓練の合同実施などにより強化し、その結果も踏まえて災害発生時の動物対応マニュアルを整備していきます。

 避難が長期化した場合に、現地動物救援本部が動物救護活動の拠点とする施設の確保をはじめ、関係団体等による被災動物の一時預かりや必要物資の供給体制、他自治体との広域的な協力体制の構築などについても検討していきます。


(2) 区市町村の災害時対策の推進


○ 区市町村の防災計画やマニュアル整備の推進

 災害時に、飼い主と同行避難した動物や、住民が避難した後、地域に残された動物への対応が的確に行われるよう、区市町村の防災計画の整備を一層働きかけていきます。

 区市町村が防災計画に定めた同行避難に関する内容が、災害時に円滑に実施されるよう、避難所等におけるケージなどの確保や、災害発生時の動物対応マニュアルの整備について、区市町村の取組が促進されるよう支援していきます。

○ 区市町村と動物救護ボランティアとの連携の推進

 ボランティア・関係団体等と連携して防災訓練等を実施するなど、区市町村が災害時における地域での動物救護対策を推進するため、動物愛護相談センターが広域的・専門的な観点から支援を行っていきます。

 災害時に、避難所での同行避難動物の受入れや、飼い主への助言、飼い主不明の被災動物の一時預かりの協力など、動物の避難や保護に関して、動物愛護推進員が区市町村と連携して対応することができるよう、研修を実施します。

(3) 特定動物の災害時対策の徹底

- 🐾 災害発生時における特定動物の逸走を防止するため、特定動物飼養施設の管理責任者に対して、飼養施設の保守点検を徹底させ、逸走防止措置に関する監視指導を強化します。

(4) 動物取扱業者の災害時対策の徹底

- 🐾 飼養保管している動物の災害発生時における保護と管理について、平常時から避難場所の確保やマニュアルの整備などに主体的に取り組むよう、動物取扱業者に対する指導を徹底します。

(5) 産業動物・実験動物の災害時対策の徹底

- 🐾 産業動物飼養施設の管理者に対して、災害発生時の動物の保護と逸走防止対策への取組を推進するよう、庁内関係局と連携して普及啓発を行います。
- 🐾 実験動物施設では、災害発生時に実験動物等が逸走しないようにすることが求められます。実験動物関係団体と連携して、日常点検や逸走防止措置を定めた計画の策定など、自主管理体制の整備状況について情報共有を図っていきます。